

意見書案第2号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を、小浜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年10月6日 提出

提出者 小浜市議会議員 下中 雅之

賛成者 小浜市議会議員 富永 芳夫

賛成者 小浜市議会議員 小澤 長純

賛成者 小浜市議会議員 岡 泰宏

賛成者 小浜市議会議員 東野 浩和

賛成者 小浜市議会議員 武長 由里子

賛成者 小浜市議会議員 浦谷 梨華子

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

現在、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化等を背景に緊迫した状況が続いています。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（T P N W）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとして、その意義を一層強めています。

同条約は、2021年1月22日の発効から本年で5年を迎え、これまでに3回の締約国会議が開催され、核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。

そして、2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組みを検証し、核なき世界の実現に向けた国際的議論を前進させるための重要な節目となります。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものです。

唯一の戦争被爆国である我が国には、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性に対する理解を広げる責務があります。

しかしながら、現時点で我が国は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

このような中、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加することは、我が国の核兵器廃絶に向けた明確な意思を国際社会に表明する重要な一歩になるとともに、被爆の実相を世界に伝え、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動となります。そして、同時に我が国が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして内外に示すことにつながります。

よって、国会および政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に主体的に関与するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月6日

福井県小浜市議会